

山形県ハイウェイ事業協同組合委員会規約

(目的)

第1条 山形県ハイウェイ事業協同組合委員会（以下「委員会」という。）は、理事長から諮問を受けた事項について検討し、その結果を理事会に答申することを目的とする。

(委員会)

第2条 当委員会は、組合定款第52条第1項に基づく理事会の諮問機関とする。

2 委員会の事務局は、組合事務局に置く。

(委員)

第3条 委員は、副理事長1名、専務理事1名、理事の中から2名及び事務局職員1名の5名とする。

2 委員は、理事長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員会設立時の任期については、就任後の最初に開催される通常総会の終結時までとする。

なお、任期途中において委員が欠けた場合、必要に応じて理事会において補選するものとし、その被補選者の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、無報酬とする。

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選によるものとする。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、理事会より諮問のあった場合には、遅滞なく開催するものとし、以後必要に応じて開催する。

2 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

3 委員会の議決は、委員の過半数の承認を得て行うものとする。

4 委員会に出席の委員には、組合が定める規程による旅費等を支給することができる。

(学識経験者等)

第6条 委員会は、特に必要と認める場合は、学識経験者等から助言を得ることができる。

2 学識経験者等に対しては、所要の謝金及び旅費等を支給することができる。

(答申等)

第7条 委員会は、理事長から諮問された事項について、調査・研究及び検討し、その結果を理事会に答申しなければならない。

なお、理事会に対する答申は、中間答申も行うことができる。

(諸経費)

第8条 委員会の運営に必要な経費については、管理経費より充当する。

附 則

この規約は、平成28年5月24日から施行する。

